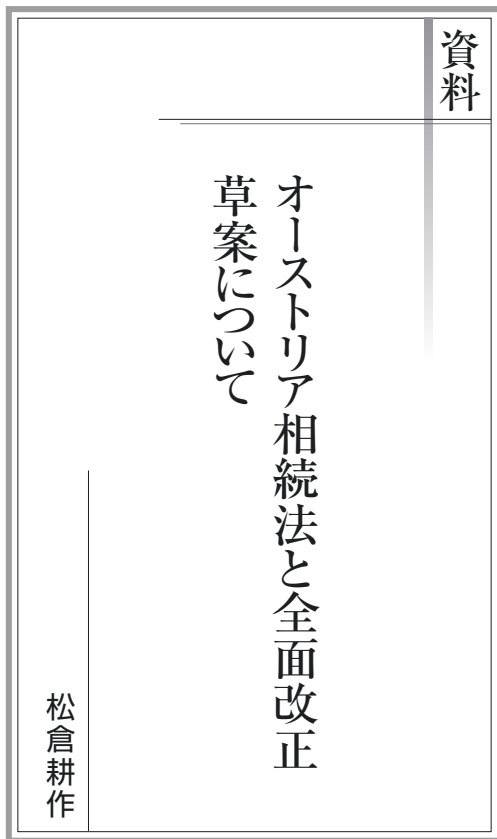




1 はしがき

本稿は、オーストリア相続法についての全面改正案の邦訳を目的とする。

対象とする改正案と先行研究について触れておこう。

(1) 改正案について

第1に、改正案は、相続法の全面改正といえる。2015年3月20日付けで公表された。

草案では、相続法のほぼ全ての領域、すなわち531条－824条にわたる改正が予定されている。

公表された草案では、改正の対象は、相続法のほぼ全ての領域にわたる改正が予定されている。筆者自身の、改正作業の進行状況にもよるが、改正が実現された段階で、草案の条文訳を

中止し、制定法の条文訳を始める予定である。

第2に、邦訳の対象は、相続法の全条にわたる予定である。今後の邦訳予定の対象は、下記のようなものである。

- ①531条－603条 （以上、本号） 後位相続の前まで。遺言が主で、約70か条ある。
- ②604条－726条 後位相続以下、約120か条ある。
- ③727条－796条 法定相続、遺贈、15章以下797条－824条、約170か条ある。

(2) 相続についての先行研究

対象とする「2015草案」についての先行研究は、存在しない。唯一の例外として、拙稿「オーストリアの配偶者相続権と改正草案」、本号収録の草稿がみられる。同稿は、配偶者相続に限定して、現行法がどのように改正されようとしているかを、簡潔に素描したものである。

上記の論考を除けば、今回2015年の全面改正草案については、本稿が最初の紹介論考である。後学のため、草案公表前の先行研究を示しておこう。

①拙著『オーストリア家族法・相続法——関係条文訳と参考文献案内』信山社、1993年。本書を公表してから22年経過している。家族法の部分はかなりの改正を経験しているが、相続法の部分は余り改正がない。

同書では、本稿の対象とする相続法の全条文を訳出している。また、民法典中の、いわゆる家族法だけでなく、家族法に係わる、特別法としての、「一子相続法」、「身分登録法」（わが戸籍法に近い）、婚姻法など、9つの特別法をも訳出している。相続との係わりでは、夫婦財産法や生存配偶者の相続権についての条文はもとより、とくに、後掲する一子相続法の条文訳が重要である。

②拙稿「オーストリア相続法」本誌9号75頁－127頁、2008年。遺言相続、法定相続を中心とする制度の概要紹介を行う論考である。本号で邦訳の対象とする「遺言」の部分の概要は、同稿が参考となるであろう。

③拙稿「スイス・オーストリアの配偶者相続権」南山法学5巻1=2号合併号、215頁以下、1981年。なお、拙稿「配偶者相続権」現代家族法体系4所収、1980年。186頁以下で旧法下での制度を扱っている。

後者の論文は1980年に公表であるから、少し古い。しかし、幸いなことに、1978年法の改正はカバーされているので、今日でも、利用価値があると思われる。なお、前掲・拙稿「スイス・オーストリアの生存配偶者の相続権」前掲では、上記の論考に若干手を加えている。

④拙稿「オーストリア新民法における配偶者の寄与」判例タイムズ460号、23頁以下、1982年。「78年法」により新設された配偶者の寄与制度を扱う。オーストリアでの寄与制度は、夫婦の寄与と、農場継承者のそれとが存在する。後者の農場相続にさいする農場承継者の寄与は、後述する「一子相続法」で扱われている。

⑤登録パートナー婚については、拙稿「登録パートナー婚に関するオーストリア新法について」本誌24号53頁以下、2012年。それに先立つ、同法の草案については、拙稿「パートナー婚に関する政府草案について」本誌9号295頁以下、2008年。登録パートナー婚の配偶者は、相互に相続権を有するので、その限度で、相続法の対象となる。

⑥拙稿「オーストリア一子相続法」南山法学17巻2号、113頁以下、1993年。条文訳と新法（89年施行法）の解説をなす。一種の寄与と寄与清算とを扱う制度である。以下では、「一子相続法」略記する。

⑦拙稿「オーストリア法における妻の財産的地位」（南山大学）アカデミア人文・社会科学編78号433頁以下、2004年。相続権のほか、とくに夫婦財産制などを視野に入れた総合的考察という視点から、妻の財産的地位を描いている。

⑧拙著『オーストリア婚姻・離婚法』嵯峨野書院、2005年。タイトル部分の全貌を素描している。

⑨拙著『オーストリアの親子法』嵯峨野書院、2003年。親子法概要を紹介している。その後、

2013年施行の大改正については、2013年以降、本誌で紹介している。

2 草案の条文訳

凡令

①項の表示 原文にしたがって、アラビア数字で、(1)・(2)のように示している。点付き数字1.・2.は、号を意味する。

②条文の見出し 各条の前に示したそれが、条文の見出しであるである。スイス民法などと異なり、各条に必ずついているわけではない。スイス民法と同様に、正式の条文の一部である。

③現行法との違い 訳文のあと、[] ないに簡略に示している。違いについては、草案と同時に発表された、司法省自身が公表している資料に基づいている。

④コメント 現行法・現行規定については、筆者が全訳している。そのこともあって、各条のあとに現行規定との違いについて、一言コメントを付している。

第8章 相続権について

相続財産もしくは遺産

第531条 死者の権利および債務は、一身専属権を除いて、死者の相続財産ないし遺産となる。

〔現行法に比べて、表現は少し異なるが、内容上の変更はないであろう〕

相続権

第532条 相続権は、相続財産のすべてまたはその特定の一部を取得する絶対的な権利である。相続権を取得する者を相続人と呼ぶ。

〔趣旨に変更はないと思われるが、表現が簡潔になっている〕

相続権の権原

第533条 相続権は、相続契約、被相続人の終意処分、または法律に基づいて生ずる。

〔少し表現の異なる部分もみられるが、内容の変更はないだろう〕

複数の相続権

第534条 前条に述べた3つの相続権は、並

列して存続する、その結果、ある相続人には終遺処分に基づいて遺産全体についての割合で、または他の相続人には相続契約に基づいて、さらにその余の相続人には法律に基づいて、〔相続権が〕帰属する〔ことがある〕。

〔趣旨に変更はないが、表現が少し変更されている、見出しが追加〕

相続と遺贈との違い

第535条 全遺産に係わる相続分ではなく、〔遺産中の〕個々の物、一定の種類物の一つまたは数個、価額、または権利のみが、ある者に付与されたときは、その価値が遺産の大部分に及ぶときでも、付与された物を遺贈 (Vermaechtniss) と呼び、その者は、相続人ではなく受遺者にすぎない。

〔見出しを含め、趣旨の変更はない〕

相続開始

第536条 相続権は、早くとも、被相続人の死亡とともに発生する。推定相続人が被相続人より前に死亡したときは、推定相続人の相続権は、その者の相続人に移転することはない。

〔見出しが相続開始と変更された。1文の主語が明示された〕

相続権の相続性

第537条 相続人が被相続人より長生きした場合において、相続放棄またはその他の原因で相続権を喪失していないときは、相続についての意思表示の前に、相続権がその者の相続人に移転する。

〔見出しが付けられた。表現が簡潔に改められた〕

相続法における登録パートナー婚

第537条a 〔見出しも含めて削除〕

相続能力

第538条 権利能力があり、かつ相続欠格者でない者は、相続能力を有する。

〔表現が簡潔になっているが、趣旨において538条に同じ〕

相続欠格の原因

第539条 被相続人または遺産に対して、故意にかつ1年以上の自由刑に処せられるべき裁判上加罰される行為を犯した者は、被相続人がその者を宥恕したという事情が認められないか

ぎり、相続資格を有しない。

〔540条を修正して規定〕

第540条 故意に被相続人の真正な終意を失効させたまたは失効させようとした者、たとえば終意の意思表示を強制または欺いて失効させようとした者、またはすでに作成されている終意〔意思〕を隠匿した者は、被相続人がその者を宥恕したという事情が認められないかぎり、相続資格を有せず、かつこれにより生じた損害を第三者に対して賠償する責任がある。

〔現行542条に近い〕

第541条 下記の者（も、相続資格を失う）、

1. 被相続人の配偶者または登録パートナー婚配偶者、事実婚配偶者、または被相続人の直系血族に対して、故意に裁判上加罰される行為を犯し、2年以上の自由刑に処せられた者、

2. 被相続人に対して、重大な精神的苦痛を与えた者、

3. 被相続人に対して、親子間の法律関係に基づく子の義務を著しく怠った子、

被相続人が遺言（作成）不能またはその他の理由により、その者を廃除することができず、かつ被相続人がこれらの者を、事情から判断して宥恕したと認められないかぎり、（これらの者は）相続資格を失う。

〔現行540条以下を参照〕

相続欠格のさいの代襲相続

第542条 法定相続のさいには、欠格者が被相続人よりも長生きしたときでも、相続欠格者の直系卑属が、欠格者に代わって相続人となる。

〔現行542条と同趣旨である〕

相続能力を判断する時期

第543条 相続能力は相続開始の時点で判断する。他に便段の定めがないかぎり、この時期は、被相続人の死亡したときである。

〔現行545条と同趣旨である〕

第544条 〔削除、兵役義務などを免れた者の扱いを定めている〕

第545条 〔見出し含め削除、相続能力を判断する時期に関する。草案543条に移動〕

(相続開始後の) 遺産

第546条 遺産は、〔被相続人の〕死亡とともに、独立の法人格を形成し、〔それが〕被相続人の法的地位を承継する。

〔新設規定といえる〕

包括承継

第547条 相続承認のときから、相続人は、被相続人の法的地位を承継する。このことは、連邦による〔遺産の〕取得にも適用される。

〔現行547条が類似するが、新設規定といえる〕

債務

第548条 被相続人がその財産から支払うべき債務は、その相続人がこれを引き継ぐ。〔生前に〕確定されていない、死者の罰金は、相続人には移行しない。

〔現行規定と趣旨は同じと思われる〕

葬儀費用

第549条 地域の慣行、生活関係からみて、および被相続人の財産からみて、葬儀に要する相当な費用は、遺産が責任を負う〔べき〕負担となる。

〔現行規定と趣旨は同じであろう〕

相続人共同体

第550条 複数の相続人は、共同相続に関しては、相続人共同体を形成する。各相続人の持分は、その相続分にしたがって決まる。その他、第14章および第16章の規定を適用する。

〔第1文は簡略化され、第2文は新設〕

相続放棄

第551条 自己の相続権を有効に処分できる者は、被相続人との契約により、予め相続を放棄することができる。この契約が効力を有するためには、公正証書または裁判所で記録される文書によることが必要である；この契約の廃止には、書面によることを必要とする。他に別段の合意がないかぎり、そのような放棄は、(自己の) 遺留分および直系卑属にも、効力が及ぶ。

〔若干の加筆があるが、趣旨は同じと思われる〕

第9章 指定相続

終意処分

第552条

(1) 被相続人は、終意処分により、死亡に基づく将来の遺産の帰属を定めることができる。終意処分は、いつでも撤回することができる。

(2) 遺言により、相続に係わる処分することができる。終意処分書により、とくに遺贈、負担、遺言執行人の指定、(遺言以外の) その他の終意処分をなすことができる。

〔新設に等しい。現行552条を参照〕

終意処分の解釈

第553条 被相続人がある表現を特別な意味で用いたのではないかぎり、言葉は、通常の意味に解釈すべきである。処分の文言において被相続人の真意が基準となる。

〔新設に等しい〕

唯一の相続人の指定

第554条 被相続人が一人の者を、内容を特定することなく、遺産のある部分に限定することなく、相続人と指定したときは、その者は、すべての遺産を取得する。

〔現行2文の省略があるが、上記の規定部分の

趣旨は同じ〕

複数の相続人の指定

第555条 被相続人が複数の者を、内容を特定することなく相続人として指定したときは、これらの者は、同等の割合で相続する。

〔趣旨に変更はない〕

第556条 被相続人が、遺産のすべてには及ばないある相続分につき、複数の者を相続人に指定したときは、残余の部分は、法定相続人に帰属する。被相続人がすべての遺産につき相続人を指定したときは、被相続人が遺産内容を誤解または相続物件を正確に把握していなかったときでも、疑わしいときは、法定相続人を除外する趣旨とする。

〔1文は、現行554条2文から移行、2文は現行

と趣旨の変更はない〕

特定の指定と不特定の指定との相互関係

第557条 被相続人が、ある相続人の相続分を定めずに、一人または複数の相続人の相続分のみを定めたときは、〔指定のない〕他の相続人

は、残余（の財産）を、同等の割合で相続する。

〔現行と趣旨の変更はない〕

第558条 前条の規定にしたがえば、〔遺産中〕特定のない指定相続人に残余の（物件）がなんら残らないときは、この指定相続人のために、この指定相続人が最も少なく遺贈された相続人と同等の相続分を、すべての特定された部分に比例して、取得できるように、調整するものとする。

〔表現が修正されているが、同趣旨であろう〕

不特定の持分について、複数の相続人の指定〔のある場合〕

第559条 持分の定めのない複数の指定相続人間でも、法定相続によれば、たとえば、被相続人のある兄弟の子が他の兄弟に対して一人のひととみるべき相続人も、遺言の解釈にさいしても、（前条と同様に）解すべきである。被相続人が特定の者を相続人と指定したときは、被相続人は、その者を、個々の相続分について、相続人と指定する意思と推定する。団体または不特定の人の多数が指定されたときは、疑わしいときは、一人の人を指定したものとしなす。

〔同趣旨であろう〕

増加

第560条 被相続人がすべての遺産について指定し、複数の相続人を指定したが、相続人の一人がその相続権を利用できないときは、疑わしいときは、処分のされた部分は、他の指定相続人が増加して取得する。複数の相続人指定が無効であるときも、同様とする。なんらの増加がないときは、法定相続とする。

〔同趣旨であろう〕

第561条 〔削除〕

第562条 〔削除〕

第563条 特定の相続分を取得した者は、それと結びついた負担が指定相続人の一身専属的義務ではないかぎり、負担をも引き受けるものとする。

〔同趣旨であろう〕

〔相続人指定の〕意思表示の一身専属性

第564条 被相続人は、終意処分をみずから

意思表示し、みずから相続人を指定しなければならない；被相続人は、これらを第三者に委ねることはできない。第三者の提案への単なる肯定では、足りない。

〔終意処分の加筆、最後の第2文は565条からの転用〕

第565条 被相続人は、その意思を確定しなければならない；熟慮し真摯に、かつ強制、詐欺、重大な錯誤もなく、意思表示しなければならない。

〔趣旨において、変更ないといえよう〕

遺言能力

第566条 終意処分の意味と効果を理解し、かつ、それに対応した行動をとることができる者は、遺言能力を有する。

〔新設規定〕

遺言自由の制限

1 遺言能力の欠如

第567条 被相続人は、終意処分を、遺言能力を有しない状態での意思表示、たとえば心理的な病気、精神的な障害または、酩酊した状態で遺言したときは、終意処分は無効である。

〔566条とはほぼ同趣旨であろう〕

第568条 第566条によれば遺言能力を有しない被相続人が、遺言を意思表示する時点で遺言能力を有していたと主張する者は、それを証明しなければならない。

〔新設規定といえる〕

2 年齢

第569条 未成年者は遺言能力を有しない。判断能力を有する未成年者は、緊急の場合を除いて（第584条）、裁判所または公証人の面前で口頭でのみ、遺言をすることができる。裁判所または公証人は、遺言の意思表示が自由意思で、かつ熟慮の末に行われたことが確信できなければならない。遺言の意思表示および調査の結果は、記録しなければならない。

〔趣旨において変更はない〕

3 重大な錯誤

第570条 被相続人に重大な錯誤があるときは、定めを取り消すことができる。とくに、受遺者または遺贈物件について間違いがあったと

きは、錯誤は重大である。

〔表現に違いがあるが趣旨である〕

4 間違えられた表記

第571条 被相続人が受遺者または遺贈物件を間違えて表記したとき、または誤記したに過ぎないときは、処分は有効である。

〔趣旨において同じ〕

5 動機の錯誤

第572条 被相続人の（遺言）動機に錯誤があったことが明らかにされたときは、被相続人の意思がこの誤った動機に基づく場合を除いて、処分は有効である。

〔趣旨においてほぼ同じである〕

第573条 〔削除、修道会に係わる遺言の規定〕

第574条 〔現行でも、規定なし〕

有効性を判断する時期

第575条 終意処分の有効性の要件は、（遺言）作成時に存在しなければならない。

〔表現は異なるが趣旨において同じ〕

第576条 当初から無効な終意処分は、のちに障害が除去したときでも、無効である。

〔表現は異なるが趣旨において同じ〕

II 終意処分の形式

種類

第577条 被相続人は、終意処分を、自筆〔証書〕遺言、証人の面前での他人（作成の）遺言を、裁判所または公証人の面前で、作成することができる。

〔表現は異なるが趣旨において同じ〕

自筆遺言

第578条 書面により証人なしに遺言しようと欲する者は、遺言書を自筆で作成し、その氏名を自書しなければならない。作成の日付と場所の表示は、必須の要件ではないが、添えることが望ましい。

〔表現は異なるが趣旨において同じ〕

他人による作成

第579条 被相続人は、自筆で作成したのではない終意意思は、3人の、同時に臨席する証人の前で署名し、（終意）文書には自己の終意

意思が含まれている旨を自筆で付記しなければならない。証人は、その名前、家族名、誕生日を（終意）文書に明記し、同文書上に証人たる資格を示したうえ、自書した付記を付けて、署名しなければならない。証人は、終意処分の内容を理解している必要はない。

〔表現は異なるが趣旨において同じ〕

第580条

（1）被相続人が筆記することができないときは、被相続人は、第579条に明示される人の面前で、署名に代わる押印を付し、さらに証人の面前において口頭で、証書は自己の最終の意思である旨を、意思表示しなければならない。

（2）被相続人が（文字を）読むことができないときは、被相続人は、内容を理解する、2人の証人の面前で、（他の）証人を通じて処分（内容を）読み聞かせ、かつこれが自己の最終の意思に添っている旨を確認しなければならない。

〔現行580条・581条に比べ、省略された部分があるが、規定される部分は趣旨が同じといえる〕

裁判所での遺言

第581条

（1）被相続人は、裁判所において、書面または口頭により遺言することができる。書面による遺言は、被相続人が自書し、これを裁判所に提出しなければならない。裁判所は、被相続人に対して、（提示された）遺言が自筆で書名されていなければならない旨と、処分は裁判所により封印され、封筒の表には誰の終意が封入されているかを書き留められることを説明しなければならない。公務行為について記録を作成しなければならない。受領確認書を交付して、終意処分（書）を〔裁判所に〕保存しなければならない。

（2）被相続人が終意を口頭で意思表示することを望んだときは、意思表示（の内容）を記録し、封印し、保存しなければならない（1項）。

〔新設と思われる〕

第582条

（1）書面または口頭で終意の意思表示を受

けた裁判所は、少なくとも2人の、宣誓義務ある裁判所の職員を立ち会わせることを要し、そのうち一人は裁判職務を行う職員でなければならない。裁判官を除く2人目の裁判所職員は、その他の2人の証人によって代理させることができる。

(2) 緊急の場合には、裁判所職員は、被相続人の終意意思を記録に残すために、被相続人のもとに赴くことができる。

〔新設と思われる。現行590条を参照〕

公証遺言

第583条 被相続人は、2人の公証人の前で、または1人の公証人と2人の証人の前でまたは口頭で、遺言することができる。書面による処分・遺言は、被相続人が自筆で作成し、公証人にみずから交付しなければならない。公証人は、被相続人に、終意処分は自筆で作成しなければならない旨を指示しなければならない。作成については、終意処分を記録し、封印し、保管しなければならない。

〔現582条・588条を参照〕

危急時遺言

第584条

(1) 被相続人が死亡の、または遺言する能力を喪失する危険に瀕し、その終意意思を他の方法では〔意思表示することが〕できないときは、被相続人は、その終意意思を、同席する2人の証人の前で、代書により（第579条）、または口頭で意思表示することができる。そのような口頭の終意意思による処分は、2人の証人の一致した証言を通じて確認しなければならず、しからざる場合には、終意の意思表示は、無効である。

(2) 危険から脱却して3か月以降は、終意の意思はその効力を失い、作成がないものと見なす。（危険からの）脱却が疑わしい場合には、それ以前の終意処分が危急時遺言を通じて行われた撤回による処分とは扱わない。

〔新設と思われる〕

（遺言書以外に）指示のある処分

第585条 メモ用紙その他の文書に記された、被相続人の処分は、そのような文書が終意

処分についてのすべての有効要件を満たしているときのみ、効力を有する。要件を満たしていないときは、意思を解釈する参考とすることができるに過ぎない。

〔新設〕

共同遺言

第586条

(1) 一つの書面に記された終意処分は、一人の被相続人のためにのみ、効力を有する。

(2) 夫婦または登録パートナー婚当事者は、一つの遺言（書）において、お互いに遺言し、または他方を相続人と指定することができる。

〔1項は583条から転用、2項は新設〕

証人

第587条 未成熟の未成年者、または身体的または精神的な障がいにより（遺言）能力ない者は、遺言の形式に依じて、被相続人の終意処分の証人となることはできず、また被相続人の言葉を理解できない者は、終意処分の証人となることができない。成熟した未成年者は、危急時遺言の証人にのみなることができる。

〔587条・591条とはほぼ同趣旨〕

第588条 相続人または受遺者は、自己に遺贈された出捐について、能力を有する証人を要せず、その配偶者または登録パートナー婚配偶者または事実婚配偶者、その両親、子ども、兄弟姉妹、およびこれらの義理の兄弟または近親者も、同様である。法定代理人、世話を必要とする者および代理権限を有する、機関、会社、権限を委ねられた者、またはその他の法的能力を有する会社も、（証人）欠格である。

〔588条を参照〕

第589条 証人の能力および予断についての規定は、終意処分に係わる、裁判所職員および公証人にも適用する。

〔589条を参照〕

筆記者からの除外

第590条 被相続人の自筆による意思表示ではない作成者は、証人となることができる、ただし、被相続人が（文字を）理解できないときは、終意の読み聞かせから除外する。

〔新設と思われる〕

(見出しを削除)

第591条 終意処分により遺贈される受遺者および、その近親者または会社には、第588条を準用する。

[新設と思われる]

第592条－第593条 [現行法でも規定なし]

第594条－第597条 [削除]

第598条－第600条 [現行法にも規定なし]

形式上無効な終意処分

第601条 被相続人が強行規定である形式規定を遵守しないときは、終意処分は無効である。

[趣旨は同じである]

相続契約

第602条 相続契約は、夫婦または登録パートナー婚配偶者間でのみ有効に締結することができる。これについての定めは、第28章〔夫婦財産契約の章〕で規定する。

[趣旨は同じ。パートナー婚が追加された]

死因贈与

第603条 死因贈与が、どの範囲で（贈与）契約とみるか、または終意処分とみるべきかは、贈与についての章で定める（956条）。

[趣旨は同じである]

(2015年9月20日脱稿。以下、次号につづく)

追記。

校正の折り、下記の情報に接した。新法はほとんどなく制定され、2017年1月から施行される予定である。情報源は、下記による。

Welser/Zöchling, Bürgerisches Recht. Bd. II, ……
Erbrecht. 14. Aufl.

2015年11月発行の前書きによる。